

松江市営住宅空家入居応募要領

* 入居希望の方はこの要領をよく読んで応募してください。

受付期間	平成23年9月1日(木)8時30分より、平成23年9月14日(水)17時まで。 (土・日・祝日を除く)
抽選日	平成23年10月5日(水)予定。 本人もしくは代理人が必ず参加してください。

募集する空家住宅

受付期間に募集住宅一覧表を配布します。空家のない住宅は申込できません。

申し込み資格

1. 現に住宅に困窮していることが明らかである方。
{持家を持っていないこと。また、島根県東部(大田市、美郷町より東の地域)の公営住宅に入居していないこと。}
2. 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻関係にある方、3ヶ月以内に入籍予定の婚約予定者を含む。)がある方。(単身入居をご希望の方は5をご覧ください。)
3. 公営住宅法第23条第2号に規定する収入基準に適合している方。(後記収入基準早見表を参照。)
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
5. 単身入居の資格(申込できる住宅は、2DK以下または45㎡未満の住宅)
 - (1) 60歳以上の方又は昭和31年4月1日以前に生まれた方。
 - (2) 障害者基本法第2条に規定する障がい者でその障がいの程度が次に掲げる程度であるもの。
 - 身体障がい者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで。
 - 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで。
 - 知的障がい者 の精神障がいの程度に相当する程度。
 - (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは同法別表第1号表の3の第1款症である方。
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。
 - (5) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者。
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの。
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの。
 - 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立を行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

申し込み方法

別紙申込書に所定の事項を記入して、下記の書類を添付して上記受付期間内に提出してください。

申し込む世帯全員の住民票。なお、親族との入居で住民票で把握できない**続柄など**については、**把握できる書類を添付していただきます。**(戸籍謄本等)

小人、学生以外全員の**平成23年度市県民税課税証明書(22年中の所得)。**

なお、収入がない人でも、ないという事実の証明として提出していただきます。

平成22年1月2日以降に転職・就職をした方は**給与支払証明書**(あるいは**採用証明書**)、離職して現在無職の方は**離職票等**(退職したことがわかる書類)。

ハガキ(公社発行のもの)。50円切手を貼り、住所・氏名を記入してください。

現在婚約中の方は、**婚約証明書。**

障がい者世帯、母子世帯、生活保護世帯の方は**その事実を証明する書類(障がい者手帳、児童扶養手当受給資格証、生活保護受給証等)。**

単身世帯の方については「**単身入居の入居資格認定のための申立書**」及び**戸籍謄本**を提出すること。

その他松江市が必要と認める書類。

入居者選考の方法

公開抽選会に参加していただき、回転式抽選機によって抽選します。

申し込みについての注意

申し込み者または同一の家族の方で、重複して申し込みをされた場合は全部無効になります。

家族数、収入その他入居資格や選考に影響を及ぼす事項について、偽って申し込みをして入居資格を得た場合は、たとえ入居後でも入居の許可を取り消すこととなりますから事実について正確に記入してください。

申し込み後、住所および勤務先変更があった場合は必ず届け出てください。届け出がない場合は資格を失います。

入居申込書の提出は島根県住宅供給公社松江住宅管理事務所へ提出してください。

その他入居決定者の遵守事項

入居者と決定された方は、**自己と同程度の収入を有する「連帯保証人2名」が必要です。**

敷金として入居決定時の**家賃の3か月分に相当する金額**を入居前に納付していただきます。

入居を許可された方は、松江市営住宅条例第11条の規定に従い手続をして、**住民票を異動**していただきます。

入居期間中は、松江市営住宅条例および松江市営住宅条例施行規則等を遵守し、住宅を良好に使用していただきます。

退去時には損傷の程度、入居期間の長短にかかわらず畳の表替え、ふすま障子の張り替えをしていただきます。

参 考

月額所得金額	世帯人数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
158,000円以下	年間総収入		3,508,571	3,995,000	4,470,000	4,945,000
	年間総所得		2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
214,000円以下	年間総所得	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000

人数は同居親族または非同居の扶養親族(控除対象配偶者を含む)の数を表します。所得額は所得のある方全員の合計です。老人扶養者(老人控除対象配偶者を含む)、特定扶養親族、障がい者、寡婦(夫)などの別途控除もあります。

高齢者世帯((入居者が60歳以上の方または、昭和31年4月1日以前に生まれた方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上または昭和31年4月1日以前に生まれた方の世帯)、(入居者が60歳以上の方または、昭和31年4月1日以前に生まれた方で、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の世帯))、障がい者がおられる世帯、小学校就学前の子供がいる世帯等については、下段(月額214,000円以下)の表を適用します。

市営住宅に関するお問合せは 島根県住宅供給公社 松江住宅管理事務所 22-3400

島根県住宅供給公社または松江市のホームページをご覧ください。

(注意：ホームページへの空家状況掲載は募集開始日より若干おくれます。)